

当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書 A、附属書 B 及び附属書 E に掲げる物質の輸入の事前確認制移行について

輸入注意事項 7 第 56 号(7.10.6)

最終改正：平成 26 年 3 月 20 日付け・輸入注意事項 26 第 16 号

平成7年10月6日付け通商産業省告示第579号(輸入公表の一部を改正する告示)により、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書 A、附属書 B 及び附属書 E に掲げる物質の輸入については、平成7年10月6日以降事前確認制に移行することとなりました。

このため、平成7年10月6日以降の当該貨物の輸入については、平成7年10月5日までに関税法第67条の規定による輸入申告書又は同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書若しくは同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合は、確認書がないと輸入できませんので、別途平成7年10月6日付け輸入注意事項第57号に定める手続きにより経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室で確認を受けてください。